

志學館大学公的研究費運営・管理のためのコンプライアンス研修実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、志學館大学（以下「本学」という。）が、「志學館大学公正な研究推進要綱」第13条第2項に基づき、教職員、学生その他の者（以下「構成員等」という。）に対して実施する、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人その他公的研究費を配分する機関から交付される公的研究費（本学の研究費及び研究旅費を含む。以下「公的研究費」という。）の運営・管理に関するコンプライアンス研修に関し必要な事項を定める。

(コンプライアンス研修)

第2条 以下に掲げる構成員等は、公的研究費の適切な運営・管理のために、本学が実施するコンプライアンス研修（以下「研修」という。）を受講しなければならない。

- (1) 専任教員
- (2) 事務職員のうち、公的研究費の運営・管理に関わる者（契約事務職員を含む）
- (3) 学士課程及び大学院課程の学生のうち、公的研究費による研究に関わる者
- (4) 非常勤教員及び本学に所属していない研究者等のうち、本学において公的研究費による研究に関わり、かつ本学のコンプライアンス研修と同等の研修を他の機関で受講していない者（研修の内容）

第3条 構成員は、次に掲げる区分に従い、文部科学省「コンプライアンス教育用コンテンツ（YouTube MEXT ch）」を、インターネットで視聴する。

- (1) 前条第1号、第3号及び第4号の構成員等は、研究者向けコンテンツを視聴する。
- (2) 前条第2号の構成員等は、管理者向けコンテンツを視聴する。

2 前条第1号及び第2号の構成員等は、研究費の適正な使用に係る本学の規程等に関する研修を受講する。

3 必要な場合、前2項以外の研修を行うことがある。

(研修の方法)

第4条 第2条第1号の構成員等は、年に1回、合同教授会終了後に前条第1項のコンテンツを視聴する。なお、この視聴を欠席した者及び第4号の構成員等は、各自で視聴する。

2 第2条第2号の構成員等は、第1項の視聴に陪席する、又は第1項の合同教授会の月の末日までに各自で視聴する。

3 第2条第3号の構成員は、それぞれの指導教員の指導に従い、前項の合同教授会の月の末日（当日が休業日のときは、その後の最初の授業日。以下同じ。）までに各自で視聴する。

4 本学が前条第2項及び第3項の研修を実施する場合、指定された構成員は、これを受講しなければならない。

(誓約書の提出)

第5条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、コンプライアンス研修受講後に、公的研究費を適正に運営・管理する旨の誓約書（別紙様式）を学部長に提出する。

(受講状況のモニタリング等)

第6条 学部長は、当該学部構成員の受講状況をモニタリングするとともに、毎年度末に、修了

証を取りまとめ、総務課に提出する。

2 総務課は、前項の誓約書を保管する。

(事 務)

第7条 コンプライアンス研修に関する事務は、総務課で処理する。

附 則

この要領は、平成28年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月8日から施行する。

誓 約 書

志學館大学 学長 殿

私は、自らが関与する公的研究費の運用及び管理にあたり、本学が実施するコンプライアンス研修を受講し、内容を理解した上で、以下の事項について遵守することを誓約いたします。

記

- 1. 本学で定める「志學館大学公正な研究推進要綱」その他、公的研究費の使用に関する規程等の理解に努め、これらを厳守します。
- 2. 不正使用とは、不正な事実の隠蔽や虚偽の申立を伴う公的研究費等の目的外使用であることを理解しており、このような不正使用は行いません。
- 3. 公的研究費の運用及び管理にあたり、取引業者等の利害関係者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、誠実に行動します。
- 4. 規程等に違反して、公的研究費の不正使用を行った場合は、本学や配分機関の定める処分（懲戒処分、研究費の返還等）及び法的な措置（刑事告発等）を受けることを承知しています。
- 5. 他の教職員と相互に連携・協力し、公的研究費等の不正使用防止に努めます。

年 月 日

所 属：

職 名：

氏 名 _____

（自署）

学 長	学部長等	事務局長	総務課長	会計担当		担当者

公的研究費の配分機関が指定する様式がある場合は、本書面と合わせて提出してください。

